

改正後

改正前

別表第一（第六条）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

一 避難所

イ・ロ 略

ハ 避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百六十円以内とする。

ニ〜ハ 略

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

イ 建設型応急住宅

(イ) 略

(ロ) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とする。

(ハ)・(ト) 略

ロ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

別表第一（第六条）

1 避難所及び応急仮設住宅の供与

一 避難所

イ・ロ 略

ハ 避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百五十円以内とする。

ニ〜ハ 略

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

イ 建設型応急住宅

(イ) 略

(ロ) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百八十八万三千円以内とする。

(ハ)・(ト) 略

ロ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

一 炊き出しその他による食品の給与

イ・ロ 略

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とする。

二 略

二 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

一・二 略

三 生活必需品の給与等のために支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生日をもつて決定する。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	口 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯					
	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上を 上一人を
夏季	二万三千二百円	二万六千二百円	三万八千七百円	四万六千二百円	五万八千五百円	八千五百円
冬季	三万三千七百円	四万三千五百円	六万六千六百円	七万九千九百円	八万九千三百円	一万二千三百円

一 炊き出しその他による食品の給与

イ・ロ 略

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百三十円以内とする。

二 略

二 略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

一・二 略

三 生活必需品の給与等のために支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とする。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生日をもつて決定する。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	口 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯					
	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上を 上一人を
夏季	一万九千八百円	二万五千四百円	三万七千七百円	四万五千二百円	五万七千七百円	八千三百円
冬季	三万二千八百円	四万二千四百円	五万九千九百円	六万九千九百円	八万七千七百円	一万二千三百円

	夏季						増すことに加算する額
	六千七百円	八千九百円	一万三千円	一万六千円	二万五百円	二千九百円	
冬季	一万七千円	一万四千円	一万九千円	二万三千円	二万九千円	三千九百円	
			四百円	三百円			
			九百円	六百円	八百円		

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 略

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とする。

ハ 略

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 略

ロ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(イ) (ロ)に掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

三十五万八千円

ハ 略

7 略

8 学用品の給与

	夏季						増すことに加算する額
	六千五百円	八千七百円	一万三千円	一万五千円	二万円	二千八百円	
冬季	一万四百円	一万三千円	一万九千円	二万三千円	二万九千円	三千八百円	
			四百円				
			六百円	四百円			

4・5 略

6 被災した住宅の応急修理

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 略

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万五千五百円以内とする。

ハ 略

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 略

ロ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。

(イ) (ロ)に掲げる世帯以外の世帯 七十一万七千円

(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

三十四万八千円

ハ 略

7 略

8 学用品の給与

一・二 略

三 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額以内とする。

イ 略

ロ 文房具費及び通学用品費

(イ) 小学校児童 一人当たり **五千五百円**

(ロ) 中学校生徒 一人当たり **五千八百円**

(ハ) 高等学校等生徒 一人当たり **六千三百円**

四 略

9 埋葬

一・二 略

三 埋葬のために支出できる費用は、一体当たり大人**二十三万二千二百円**以内、小人**十八万五千七百円**以内とする。

四 略

10 死体の搜索及び処理

一 略

二 死体の処理

イ〜ハ 略

ニ 死体の処理のために支出できる費用は、次に掲げるところによる。

(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり**三千七百円**以内とする。

(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり**五千九百円**以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ハ) 略

ホ 略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活

一・二 略

三 学用品の給与のために支出できる費用は、次の額以内とする。

イ 略

ロ 文房具費及び通学用品費

(イ) 小学校児童 一人当たり **五千二百円**

(ロ) 中学校生徒 一人当たり **五千五百円**

(ハ) 高等学校等生徒 一人当たり **六千円**

四 略

9 埋葬

一・二 略

三 埋葬のために支出できる費用は、一体当たり大人**二十二万六千六百円**以内、小人**十八万八千八百円**以内とする。

四 略

10 死体の搜索及び処理

一 略

二 死体の処理

イ〜ハ 略

ニ 死体の処理のために支出できる費用は、次に掲げるところによる。

(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、一体当たり**三千六百円**以内とする。

(ロ) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり**五千七百円**以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

(ハ) 略

ホ 略

11 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活

に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
一 略

二 障害物の除去のために支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万三千九百円以内とする。

三 略

12 略

別表第二（第十四条第一項）

（一） 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

イ 医師及び歯科医師 一人一日 二万五千三百円以内

ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 一人一日 一万五千百円以内

ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日 一万四千五百円以内

ニ 救急救命士 一人一日 一万三千九百円以内

ホ 土木技術者及び建築技術者 一人一日 一万四千五百円以内

ヘ 大工 一人一日 二万九千百円以内

ト 左官 一人一日 三万二千二百円以内

チ とび職 一人一日 三万九千九百円以内

2・3 略

(二) 略

に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
一 略

二 障害物の除去のために支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万円以内とする。

三 略

12 略

別表第二（第十四条第一項）

（一） 令第四条第一号から第四号までに規定する者

1 日当

イ 医師及び歯科医師 一人一日 二万四千九百円以内

ロ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 一人一日 一万四千七百円以内

ハ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 一人一日 一万四千百円以内

ニ 救急救命士 一人一日 一万三千四百円以内

ホ 土木技術者及び建築技術者 一人一日 一万四千元以内

ヘ 大工 一人一日 二万七千八百円以内

ト 左官 一人一日 二万九千三百円以内

チ とび職 一人一日 三万五百円以内

2・3 略

(二) 略